

船橋市介護保険事業運営協議会設置要綱

新	旧
(設置)	(設置)
第1条 この要綱は、本市の要援護高齢者及びその家族が利用する「介護サービス事業」が公正かつ、誠実に提供されているか否かのチェックや評価分析等を行い、利用者本位の事業として運営することを目的として、船橋市介護保険条例（平成12年船橋市条例第16号。以下「条例」という。）第12条及び船橋市介護保険施行規則（以下「規則」という。）第24条に基づき、市長の附属機関として「船橋市介護保険事業運営協議会」（以下「協議会」という。）を設置し、その運営に必要な事項を定めるものとする。	第1条 この要綱は、本市の要援護高齢者及びその家族が利用する「介護サービス事業」が公正かつ、誠実に提供されているか否かのチェックや評価分析等を行い、利用者本位の事業として運営することを目的として、船橋市介護保険条例（平成12年船橋市条例第16号。以下「条例」という。）第12条及び船橋市介護保険施行規則（以下「規則」という。）第24条に基づき、市長の附属機関として「船橋市介護保険事業運営協議会」（以下「協議会」という。）を設置し、その運営に必要な事項を定めるものとする。
(組織)	(組織)
第2条 協議会は、委員20名以内で組織する。	第2条 協議会は、委員20名以内で組織する。
2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。	2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
(1) 学識経験者	(1) 学識経験者 <u>2名</u>
(2) 保健・医療又は福祉の専門家	(2) 保健・医療又は福祉の専門家 <u>10名</u>
(3) 被保険者の代表者	(3) 被保険者の代表者 <u>2名</u>
ア 第1号被保険者の代表者	ア 第1号被保険者の代表者 <u>1名</u>
イ 第2号被保険者の代表者	イ 第2号被保険者の代表者 <u>1名</u>
(4) 要介護等被保険者の家族の代表者	(4) 要介護等被保険者の家族の代表者 <u>3名</u>
3 委員の任期は、3年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。	3 委員の任期は、3年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
(会長及び副会長)	(会長及び副会長)
第3条 協議会には、会長及び副会長を置き、委員の互選により選	第3条 協議会には、会長及び副会長を置き、委員の互選により選

<p>出する。</p> <p>2 会長は、会務を統理し、協議会を代表する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり議事を整理する。</p> <p>(職務)</p> <p>第5条 協議会は、次に掲げる事項について、調査・審議を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 高齢者保健福祉計画<u>、介護保険事業計画及び認知症施策推進計画</u>の策定又は変更に関する事項 (2) 高齢者保健福祉計画<u>、介護保険事業計画及び認知症施策推進計画</u>の進捗状況に関する事項 (3) 介護保険に関する施策の実施状況の調査に関する事項 (4) 介護保険に関する施策の重要事項 (5) その他市長が必要と認める事項 <p>2 協議会は、苦情等のため調査が必要と認めたときは、行政に対し説明を求め、その保有する関係書類等の提出を求め、調査を指示することができる。</p> <p>3 協議会は、必要があると認めたときは、専門的又は技術的な事項について専門機関に調査、分析等の依頼ができるものとする。</p> <p>4 協議会は、苦情等のため調査・審議を行った場合は、速やかに、市長に報告するものとする。</p> <p>(意見具申)</p> <p>第6条 協議会は、必要な事項を調査・審議した結果、必要がある</p>	<p>出する。</p> <p>2 会長は、会務を統理し、協議会を代表する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり議事を整理する。</p> <p>(職務)</p> <p>第5条 協議会は、次に掲げる事項について、調査・審議を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 高齢者保健福祉計画<u>及び介護保険事業計画</u>の策定又は変更に関する事項 (2) 高齢者保健福祉計画<u>及び介護保険事業計画</u>の進捗状況に関する事項 (3) 介護保険に関する施策の実施状況の調査に関する事項 (4) 介護保険に関する施策の重要事項 (5) その他市長が必要と認める事項 <p>2 協議会は、苦情等のため調査が必要と認めたときは、行政に対し説明を求め、その保有する関係書類等の提出を求め、調査を指示することができる。</p> <p>3 協議会は、必要があると認めたときは、専門的又は技術的な事項について専門機関に調査、分析等の依頼ができるものとする。</p> <p>4 協議会は、苦情等のため調査・審議を行った場合は、速やかに、市長に報告するものとする。</p> <p>(意見具申)</p> <p>第6条 協議会は、必要な事項を調査・審議した結果、必要がある</p>
--	--

<p>と認めたときは、市長に対し意見を述べることができる。</p> <p>(協議会の責務)</p> <p>第7条 協議会は、要援護高齢者及びその家族の権利利益の擁護者として、公平かつ適切に職務の遂行に努めるものとする。</p> <p>2 協議会は、職務の遂行にあたって行政との連携に努めるものとする。</p> <p>3 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、離職した後も同様とする。</p> <p>(行政の責務)</p> <p>第8条 行政は、協議会の職務の遂行に関しては、その独立性を尊重し、積極的な協力援助を行うものとする。</p> <p>2 市長は、協議会から意見具申を受けたときは、これを尊重し、条例及び規則の定めるところにより、速やかに処理するものとする。</p> <p>3 市長は、協議会から居宅介護支援事業者及び居宅介護サービス事業者等に関する事項について意見具申を受けたときには、必要に応じ県に報告し是正勧告を求めるものとする。</p> <p>(災害補償)</p> <p>第9条 委員の業務に係わる事故については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定を準用する。</p> <p>(事務局)</p> <p>第10条 協議会の事務局は、介護保険を主管する課に置く。</p> <p>(補則)</p> <p>第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。</p>	<p>と認めたときは、市長に対し意見を述べることができる。</p> <p>(協議会の責務)</p> <p>第7条 協議会は、要援護高齢者及びその家族の権利利益の擁護者として、公平かつ適切に職務の遂行に努めるものとする。</p> <p>2 協議会は、職務の遂行にあたって行政との連携に努めるものとする。</p> <p>3 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、離職した後も同様とする。</p> <p>(行政の責務)</p> <p>第8条 行政は、協議会の職務の遂行に関しては、その独立性を尊重し、積極的な協力援助を行うものとする。</p> <p>2 市長は、協議会から意見具申を受けたときは、これを尊重し、条例及び規則の定めるところにより、速やかに処理するものとする。</p> <p>3 市長は、協議会から居宅介護支援事業者及び居宅介護サービス事業者等に関する事項について意見具申を受けたときには、必要に応じ県に報告し是正勧告を求めるものとする。</p> <p>(災害補償)</p> <p>第9条 委員の業務に係わる事故については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定を準用する。</p> <p>(事務局)</p> <p>第10条 協議会の事務局は、介護保険を主管する課に置く。</p> <p>(補則)</p> <p>第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。</p>
---	---

<p>(書面開催)</p> <p>第12条 会長は、必要と認めるときに、書面により議事の可否を委員へ求め、その結果を議事の決定とすることができます。</p> <p>附 則 この要綱は、平成12年7月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成30年8月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和2年6月25日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和5年5月9日から施行する。</p> <p>附 則 <u>この要綱は、令和7年8月1日から施行する。</u></p>	<p>(書面開催)</p> <p>第12条 会長は、必要と認めるときに、書面により議事の可否を委員へ求め、その結果を議事の決定とすることができます。</p> <p>附 則 この要綱は、平成12年7月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成30年8月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和2年6月25日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和5年5月9日から施行する。</p>
---	--